

学校いじめ防止基本方針

岐阜県立岐阜北高等学校

平成 30 年 4 月 1 日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第 13 条、平成 29 年 3 月 14 日に改定された国の基本方針の改定を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法第 2 条の規定に基づき、いじめを次のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応、重大事態の措置を行う。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（改定事項 1）

(2) 具体的ないじめの態様

具体的には以下のような状況をいじめの態様と認識する。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(3) 本校の方針

いじめの防止と発生時の的確な対応を行うため、以下の方針を堅持する。

- ・学校におけるあらゆる教育活動を通して、人権尊重の意識を醸成する。
- ・教職員から生徒への日常的な声掛け、教育相談週間などの活用により、生徒一人一人を大切にす意識を常に持ち、生命を尊重する心を育むとともに、生徒一人一人

の自己有用感を高める。

- ・ HR活動、部活動等において良好な人間関係を築かせ、お互いの人格を認めあえるような集団の形成を促す。
- ・ いじめが刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当することおよび損害賠償責任が発生し得ることを周知する。(改訂事項7)
- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応には、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、外部機関と連携を図り、保護者、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する外部の関係者等の意見を聞くなど、幅広い視点からの対応に努める。特に、担任は一人で抱え込まないで、学年会および生徒指導部と情報共有し対応する。(改訂事項9)
- ・ 解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態の目安を3カ月とする。また、いじめに係る行為が止んでいるかを判断するにあたり、事案に応じ、スクールカウンセラーによる面談等を行い適切に対応する。(改訂事項10)
- ・ いじめ防止基本方針に基づく実施状況を、学校関係者評価の評価項目に位置づけ、達成状況を評価し、改善等を図る。(改訂事項4)
- ・ 該当年度のいじめ防止基本方針が決定後、配布等の方法で生徒および保護者に周知するとともに、ホームページ等に公開する。(改訂事項5)

2 いじめの未然防止のための取組

学校いじめ防止プログラムを別に定める。(改定事項3)

(1) いじめ防止等の対策のための組織 (法：第22条)

[組織]

- ・ いじめの未然防止・早期発見を実効的かつ組織的に行うため、次の委員会を組織する。(この委員会は、いじめ発生時の対応、および重大事態の調査を行う組織ともなる。)

いじめ防止等対策検討会議

- ・ 校内 10名
委員長 学校長 副委員長 教頭2名
委員 生徒指導部長、教務部長、進路指導部長、特別活動部長、渉外部長、教育相談係長、人権係長
- ・ 外部 4名 (改定事項6)
臨床心理士、弁護士、保護者代表、地域代表

[組織の運営]

- ・ 年2回(6月と2月)いじめ防止等対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対す

る取組について協議する。その際には、年3回（6月、10月、2月）実施する迷惑実態調査の結果など学校の実情を報告し、対応状況等の評価を受けて、その見直しを図る。

（2）学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・学校教育全体を通じて全ての生徒に、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操を育てる地域貢献やボランティア活動を推進する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応や人権に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生徒指導部】

- ・学校生活における規律遵守など自主・自律の精神を涵養し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・迷惑実態調査（年3回）、シグマ検査、i - c h e c k 検査の分析結果から現状を把握するとともに、早期発見・早期対応に努める。
- ・教育相談体制を整え生徒に関する情報共有に大切にするとともに、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。

【教務部】

- ・公開授業の推進等によって「わかる授業の確立」に努めるとともに、教科指導の観点からだけでなく、生徒指導の観点からの指導を行う。

【進路指導部】

- ・高い志を持ち、諦めない心を育む。
- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。

【特別活動部】

- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【保健厚生部】

- ・保健室を利用する生徒の観察、相談、担任・学年主任・生徒指導部・部顧問等との連携を図る。

【図書部】

- ・読書による人権意識の啓発。

【渉外部】

- ・ P T A 常任委員会、 P T A 保護者研修会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・ いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

3 いじめ問題発生時の対処 ※事案対処マニュアル（改訂事項3）

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応 （法：第23条）

〔組織〕

校内いじめ対策委員会（担任などが抱え込むのではなく、組織で対応する。）

委員長 学校長 副委員長 教頭2名

委員 生徒指導部長、教務部長、進路指導部長、特別活動部長、渉外部長、教育相談係長、人権係長、該当学年主任、該当担任、該当部顧問、生徒指導部員

- ・ いじめと思われる事態が発生した場合は、次の組織によって迅速な対応や状況把握に努める。
- ・ 状況に応じて、いじめ防止等対策検討会議の第三者委員に報告し、必要に応じて同会議を開催する。

〔対応〕

① 事実関係を明確にするための調査を行う。

生徒指導部が該当担任、該当学年主任、該当顧問とともに実施。（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る。）

- ・ 当該行為の事実関係の調査（行為がいつ誰から行われ、どのような態様であったか。背景事情や生徒の人間関係の把握。学校、教職員がどのように対応したかの確認。）

② 上記調査結果を受け、校内いじめ対策委員会において、今後の方針を協議。

- ・ いじめとして対処すべき事案か否かの確認（人権侵害に当たるかどうか）

③ いじめ防止等対策検討会議の開催、対応方針の確認

- ・ 教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。（法第25条より）
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、所轄警察署と連携して対処する。
- ・ 学校単独で対応することが困難と判断した場合、必要に応じて学校安全課、医療機関など関係機関・専門機関と連携を取りながら対処する。

④ 「いじめを受けた生徒」に対する対応

- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人など）と連携し、寄り添える体制をつくる。

- ・必要に応じて教室以外の別室（教育相談係室など）で学習させるなど、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・いじめを受けた生徒の保護者に対し、事実関係など必要な情報を適切に提供するとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

⑤ 「いじめた生徒」に対する対応

- ・教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加え、「いじめは人間として絶対行ってはならない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる」指導を行う。
- ・背景にある不満やストレスなどを把握するとともに、それをいじめに向かわせない力を育成する。
- ・いじめた生徒の保護者に対し、事実関係など必要な情報を適切に提供するとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

⑥ その他

- ・学校長から県教委への報告と経過説明（法第23条）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

（2）初期対応の結果、「重大事態」と判断された時の対応（法：第28条）

〔組織〕

校内いじめ対策委員会 さらに必要な第三者が加わる場合もある。

※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

〔対応〕

- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。（改定事項12）
- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に十分に配慮する。

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を適切に提供する。

4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

生徒の個人調査データ（心理検査、いじめ調査、迷惑調査等）は、生徒の在籍期間内は必ず保管する。また、事実確認の結果を記録した文書等は、保存期間を5年とする。（改訂事項11）

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

平成26年4月	策定
平成27年4月	一部改訂
平成28年4月	一部改訂
平成29年4月	一部改訂
平成29年10月	一部改訂
平成30年4月	一部改訂